

荒天時における臨時休校等の措置について

◎ 荒天時における「自宅待機」あるいは「臨時休校」等の措置について

- a 次の(a)(b)の場合は「自宅待機」とします。
 - (a) 当日の午前6時から午前8時30分の始業時までの間に、「広島市」地域において「大雨警報」と「洪水警報」の両方が発令されている場合。
 - (b) 当日の午前6時から午前8時30分の始業時までの間に、「広島市」地域において「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」が一つでも発令されている場合。
- b 午前10時までに警報が解除された場合は、授業等を実施します。
- c 午前10時までに警報が解除されない場合は、「臨時休校」とします。
- d 午前6時から午前8時30分の始業時までの間に警報が発令されたことを知らずに登校してきた生徒、あるいは登校途上にある生徒に対しては、次のように対応します。
 - (a) すでに登校してきた生徒は「学校待機」とし、以後の対応については学校において判断します。
 - (b) 登校途上にある生徒に対しては、教職員が可部駅・下深川駅・大町駅・学園スクールバス発着場へ出向き、「自宅待機」あるいは「学校待機」を伝えます。
- e 始業後、荒天等で生徒を下校させるべきと思われるときは、緊急にその対応を協議し、しかるべき措置を講じます。

※1 対象とする警報の種類は次の①～⑤を基準とします。

① 特別警報 ② 暴風警報 ③ 暴風雪警報 ④ 大雨警報 ⑤ 洪水警報

「警報」には、①～⑤以外にも「波浪警報」「高潮警報」「大雪警報」などがありますが、これらは除外します。

※2 a～cの場合において、生徒の皆さんは各自で気象情報を確認し、どうすべきかを判断してください。

また、学校への問い合わせも行わないでください

※3 補完的な措置として、学校よりメールで連絡をしますので、メールの登録をお願いします。しかしながら、状況によってはメール送信ができなかったり、遅れたりすることがあることをご了解ください。

※4 電話連絡網等による指示は学校からは行いません。

(教職員がすでに出勤途上であったり、生徒が登校を開始していたりして、連絡が遅れることがあるからです。また、電話が殺到して緊急連絡等が取れない状況が生じるからです。)

※5 居住地が「広島市」以外の場合で、その居住地に上記 a の警報が発令されていれば、「広島市」に発令されていなくても、安全のため、上記 a～c の行動をとってください。